

新 生

号 外

1982. 8. 20

定価10円

発行 立志社

〒143東京都大田区大森北
1-16-8大森朝日ビル
☎03-766-4179(代)

郵便振替 東京 0-170702
銀行振込口座 平和相互銀行
大森支店 100306010

20回 千共4500円
密封千共5000円

平和と民主運動(仮称) 結成を呼びかけ

82平和デー 実行委員会



平和と民主主義を考える集い

熱気にあふれ大成功だった「平和と民主主義を考える集い」。労働者、市民、学生約五百三十名が参加した。(東京・日仏会館ホール・8月15日)

政府、文部省は教科書を訂正せよ

平和と民主を求め 新しい流れをつくる

「平和と民主主義を考える集い」に五二七名が参加

三十七回目の敗戦記念日である八月十五日、日仏会館ホールは、五百余名の参加者でうめった。教科書問題にみられる、かつての日本軍国主義による侵略の正当化、軍拡、反民主主義政治の横行が強まる中で、八月十五日を、何よりもまず侵略戦争を心から反省し、この戦争で犠牲になった数千万の中国、朝鮮、東南アジアの人々、及び広島、長崎、沖縄をはじめとするわが国の戦争犠牲者を追悼し、二度と侵略をくり返さず、許さないことを誓い、含うとも、平和について考え、行動する日として迎えるという趣旨で、「平和と民主主義を考える集い」が開催された。主催は、82平和デー実行委員会。

政治の力で戦争を防ごう 新しい政治勢力を 創り出そう



宇都宮徳馬氏
(参議院議員)

「集い」は、原簿記録映画「子どもは我々にとって解放の日です」と語りはじめ、現在の韓国、教科書検定反対運動に話を進めた。韓国における動きの中で、ジャーナリストや学生、市民による批判運

アジア民衆の連帯で 平和と民主主義を守ろう

在日韓国人の方は、「八月十五日は我々にとって解放の日です」と語りはじめ、現在の韓国、教科書検定反対運動に話を進めた。韓国における動きの中で、ジャーナリストや学生、市民による批判運



河野洋平氏
(衆議院議員)

在日韓国人の方は、「八月十五日は我々にとって解放の日です」と語りはじめ、現在の韓国、教科書検定反対運動に話を進めた。韓国における動きの中で、ジャーナリストや学生、市民による批判運



田英夫氏
(参議院議員)

在日韓国人の方は、「八月十五日は我々にとって解放の日です」と語りはじめ、現在の韓国、教科書検定反対運動に話を進めた。韓国における動きの中で、ジャーナリストや学生、市民による批判運



横路孝弘氏
(衆議院議員)

平和と民主運動(仮称) 提起される

河野洋平衆議院議員、田英夫参議院議員、横路孝弘衆議院議員から連帯のメッセージが寄せられ、また二団体から連帯のアピールが行われた。

最後に、82平和デー実行委員会を呼びかけた「新生」編集局主宰の斎藤まさし氏により、82平和デー実行委員会による「平和と民主運動(仮称)」のよびかけがなされた。(網羅、規約は裏面参照) 反核平和運動を進展させるためには、日本の政治を変える必要があること。それには、個人の自発的参加による、平和と民主主義を基調にした運動体を創り出し、さまざまな特定の集団の圧力や動かされてきた政治を、この運動の力で変えていく必要性が訴えられた。

言」の上映が始まり、宇都宮徳馬参議院議員(代理)、菅直人衆議院議員の講演が続いた。

宇都宮徳馬氏は、今後十五年間は、人類が核戦争に向かうか、平和に向かうかの重大な岐路にあることを強調。平和を守るために、

動と、全斗煥によるキャンペーンは明確に区別する必要がある。言論の自由を奪っている全斗煥に日本検定を批判する権利はない。日本の軍国主義勢力に反対する市民の闘いと、韓国の民主化・独立を求める闘いがひとつになって、日韓両国民衆の真の友好と、アジアの平和、世界の平和の第一歩となることを共に誓う」と発言を結んだ。

①軍拡を進める政治家を落していくこと、②草の根運動、国民運動を起していくこと、を提案され、教科書問題では、日中友好を本当の意識で進めることが重要であると語った。

在日韓国人(済省出身)の方は、「今、日本で平和に暮らしているが、もし軍国主義が復活したら、またやられるのではないかという不安をぬぐいきれない。中日共同声明では「過去の戦争を反省、大政党本位の政治に終止符を打ち、新しい政治勢力を創り出す必要性を語った。」

河野洋平衆議院議員、田英夫参議院議員、横路孝弘衆議院議員から連帯のメッセージが寄せられ、また二団体から連帯のアピールが行われた。

この綱領と規約は、平和と民主主義のための新たな運動体を、できる限り広範な人の共同の事業として創り上げるための、82平和デー実行委員会の提起する一草案にすぎません。その不備を改善し、よりよいものとするため、多くの方々に相談し、衆知を結集したいと思えます。主旨と構想に賛同し、共に活動・協力していただける全ての方々に忌憚のない提案と意見、批判をたまわりたいと思えます。

なお連絡は、82平和デー実行委員会

〒143 東京都大田区大森北1-16-8 大森朝日ビル3階

TEL03 (766) 4179

宛にお願ひします。

平和と民主運動(仮)綱領(案)

我らは、民族自決の権利を擁護し、

支配・侵略・拡張・覇権主義に反対して世界平和を守り、

政治腐敗・抑圧・反動、官僚・専制主義に抗し、社会的不平等の是正につとめ、

民主主義を発展させるために活動する。

平和と民主運動(仮)規約(案)

第一章 総則

第一条 性格及び名称

この団体は、綱領を主体的に実践しようとする個人の、自発的に参加に基づく運動体であり、平和と民主運動と称する。

第二条 事務所

全国的な組織と活動の連絡・調整・渉外等のための事務所として全国センターを設置する。

第二章 参加

第三条 参加者

綱領を認め、規約を守り、参加費と全国センター運営費を納める人は、思想・信条・宗教・民族・性別・職業・所属政党・団体等にかかわらず、誰でもその意志によって平和と民主運動

の参加者となることである。

第四条 参加手続

平和と民主運動に参加しようとする人は、既参加者一名の紹介のうえ、参加申込書に必要事項を記入し、参加費と六ヶ月分以上の全国センター運営費を添えて、全国センターに申し込むものとする。

第五条 脱退

平和と民主運動からの脱退を望む人は、いつでも自由に脱退することができる。理由を明記した脱退届を全国センターに提出するか、理由不明のまま、六ヶ月以上全国センター運営費を滞納した人は、脱退したものとする。

第六条 参加者の権利

全ての参加者は、次のおりの権利を有する。
(1)平和と民主運動の全ての全国的機関・役員及び所属組織の機関・役員に書面または口頭で意見を提す権利

(2)平和と民主運動のすべての役員について、これを選挙し、また、選出される権利
(3)大会に参加し、意見を提し、議決する権利
(4)全国センター会計簿を閲覧する権利

第七条 参加者の義務

全ての参加者は、綱領を主体的に実践し、規約を守り、参加費と全国センター運営費を納める義務を有する。

第三章 組織

第八条 基本組織

1.生活区域・職場・学校等で、三人以上の参加者の自発的意志に基づいて自主的な活動単位をつくることができ、これを平和と民主運動の基本組織とする。
2.基本組織は、平和と民主運動の綱領と規約に沿って、運営方針・活動・人事・財政等をそれぞれ自主的に決定することができる。
3.市区町村等の居住地域内の個人参加者、及び基本組織は、連合体をつくることができ、共同の活動について、平和と民主運動の綱領と規約に沿って、名称・運営方針・規約・人事・財政等を自主的に決定することができる。

第九条 都道府県組織

1.必要と可能に基づいて、都道府県組織をつくることである。
2.都道府県組織は、その地域内の個人参加者、基本組織、及び連合体の自発的参加によってつくり、平和と民主運動の綱領と規約に沿って、名称・運営方針・活動・組織・規約・人事・財政等を自主的に決定することができる。

第四章 機関

第十条 機関

平和と民主運動の全国的組織運営と活動のために次の機関を置く。

- (1)全国大会
- (2)全国代表者会議
- (3)全国運営委員会
- (4)常任運営委員会
- (5)事務局、専門部・局・委員会

第十一条 全国大会

1.運動の最高決議・決定機関は、全国大会とする。
2.全国大会は全国運営委員会が招集し、平和と民主運動の全ての参加者が議決権を持つて出席することができる。出席者の過半数によって議決する。
3.全国大会は公開とし、誰でも傍聴することができる。議長の承認を得て発言することができる。

第十二条 全国代表者会議

1.大会から大会までの期間、大会に代る機関として、全国代表

者会議を置く。
2.全国代表者会議は、常任運営委員会が代表運営委員と協議の上招集し、役員と多数の都道府県組織代表者で構成し、過半数によって議決する。

第十三条 全国運営委員会

全国運営委員会は、全国大会と全国代表者会議の決定・決議に基づいて、平和と民主運動の全国的運営と問題解決にあたる。

第十四条 常任運営委員会

全国運営委員会の下に常任運営委員会を置き、全国運営委員会の委託事項と、日常活動及び緊急事項を代表運営委員と相談の上、処理する。

第十五条 事務局及び専門部・局・委員会

(1)全国運営委員会の下に事務局を置き、全国センターに常設する。
(2)全国運営委員会の下に、必要と可能に応じて、専門部・局・委員会を置く。

第五章 役員

第十六条 役員

平和と民主運動以下の役員を置く。
(1)平和と民主運動を代表する代表運営委員 若干名
(2)全国運営委員 若干名
(3)平和と民主運動の日常業務に責任を持ち、常任運営委員の長を兼ねる事務局長 一名
(4)事務局長を補佐し、その不在・事故の場合これを代行する事務局長 一名

第十七条 役員を選出及び任期

平和と民主運動の役員は、全て全国大会で選出し、任期は大会から大会までの間とする。

第六章 財政

第十八条 財政

1.平和と民主運動の財政は、参加費・全国センター運営費、カンパ、寄附、事業収入等をもってまかなう。
2.平和と民主運動の参加費及び全国センター運営費は、全国大会で決定・変更する。
3.平和と民主運動の財政年度は、毎年一月一日より十二月三十一日までとする。

第七章 改正

第十九条 規約の改正

この規約は、全国大会で出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。